入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

申請等の受付は、土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律第１条に規定する行政機関の休日）を除く、午前９時から午後６時（電子入札の場合）。又は、午前９時15分から午後６時（紙入札の場合（下記４⑴の担当部局の受付時間））とする。ただし、申請期限等の最終日の受付時間は、電子・紙入札ともに別表１のとおりとする。

令和７年６月24日

支出負担行為担当官

東北地方整備局長　西村　　拓

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　04

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　郡山裁判所㉕増築棟建築その他工事（電子入札対象案件及び電子契約対象案件）

⑶　工事場所　福島県郡山市麓山１―２―26

⑷　敷地面積　4,838.95㎡

⑸　工事内容　本工事は、次に掲げる工事を施工するものである。

１）刑事棟　鉄筋コンクリート造　３階建　延べ面積　1,319.28㎡　新築１棟

２）自転車置場　木造　平屋建　延べ面積　18.00㎡　新築１棟

３）外構

①　囲障　イ）鉄筋コンクリート造　改修　一式　ロ）メッシュフェンス　改修　一式　ハ）目隠しフェンス　改修　一式　ニ）アルミフェンス　新設　一式　ホ）防音フェンス　新設　一式

②　屋外排水設備　イ）屋外排水設備　改修　一式　ロ）開きょ（側溝）　改修　一式

③　舗装　イ）アスファルト舗装（路面表示含む）　改修　一式　ロ）インターロッキング舗装　改修　一式

④　諸標　イ）庁名標（庁名看板含む）　改修　一式

⑤　雑工作物　イ）屋外掲示板　改修　一式　ロ）縁石　改修　一式　ハ）車止め　改修　一式　ニ）案内標識　改修　一式　ホ）設備基礎　新設　一式

⑥　既存樹木　伐採・抜根　一式

⑦　樹木新植　一式

⑧　砂利敷き　一式

４）エレベーター設備　一式

５）既存本館　改修　一式

６）既存家裁棟　改修　一式

７）取りこわし　一式

８）電気設備　一式

９）機械設備　一式

10）その他　イ）道路改修　一式

⑹　工期　契約締結日の翌日から令和９年４月30日まで―Ⅰ工事　令和９年12月15日まで―Ⅱ工事

Ⅰ工事：１）刑事棟及び４）エレベーター設備

Ⅱ工事：上記以外の全ての工事

⑺　使用する主要な資機材　コンクリート　約1,400㎥、鉄筋　約270ｔ

⑻　工事実施形態　本工事における工事実施形態は下記のとおりとする。

①　本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型（Ｓ型））の適用工事である。

②　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

③　本工事は、現場経験の少ない技術者の技術力向上を図るため、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者（以下「専任補助者」という。）を配置する場合に、主任技術者又は監理技術者の評価に代えて専任補助者の能力等で評価する試行工事である。

④　本工事において主任技術者を配置する場合、密接な関係のある二以上の工事を同一の建設業者が近接した場所（相互の間隔が10㎞程度）において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができるものとする。

⑤　本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。本方式では、入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うことができる。

⑥　本工事は、次の㋐及び㋑に示す工事（以下「評価対象工事」という。）の施工実績がある場合に工事成績評定点を競争参加資格とする「工事成績相互利用型総合評価方式」の試行工事である。

㋐　東北地方整備局の発注した工事（港湾空港関係を除く。）

㋑　工事成績相互利用登録機関が発注した工事

なお、実績がない場合については適用しない。

⑦　本工事は、受注者が入札時又は工事中に施工合理化技術（ただし、発注者指定の技術を除く。）に関する技術提案を行い、履行による効果が確認された場合、請負工事成績評定要領に基づき評価する対象工事である。

⑧　本工事は、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化」の対象工事である。

⑨　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑩　本工事は、契約締結後、労働者確保の方策に変更が生じ、適正な工事の実施が困難となる場合に、必要となる費用について支出実績を踏まえ、設計変更により対応する試行工事である。

⑪　本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して、週休２日について取り組む内容を協議したうえで工事を実施する週休２日促進工事である。

⑫　本工事は、「情報共有システム」を活用する工事である。

⑬　本工事は、建設キャリアアップシステム活用推奨モデル営繕工事の試行対象工事である。

⑭　本工事は、ＢＩＭ活用に係るＥＩＲを適用する工事である。

⑮　本工事は、「建設現場の遠隔臨場」の対象工事である。

⑯　本工事は、建設業法第26条第３項第２号の規定の適用を受ける専任特例２号の配置は認めない。

⑰　本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

⑱　本工事は、契約変更手続きの透明性を確保するため、契約変更前に必要に応じて第三者による適正性チェックを実施する試行工事である。

⑼　本工事は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたい者は、支出負担行為担当官の承諾を得て紙入札方式に代えることができるものとする。

⑽　本工事は、契約手続きに係る書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、支出負担行為担当官の承諾を得て紙契約方式に代えることができるものとする。

２　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　東北地方整備局における建築工事に係る令和７・８年度の一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　東北地方整備局における建築工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,100点以上であること（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,100点以上であること。）。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。